

大飯原発差止訴訟〔京都地裁〕の原告の皆さまへ〔郵送連絡〕

次回 5/27（木）の裁判期日のお知らせ

2021年5月15日

◆5/27、第29回口頭弁論について

- ・コロナウイルスの感染拡大のため、原告席は大幅に、傍聴席は半数程度に削減されています。
- ・しかし、可能な範囲で多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

◆裁判に参加する方法…以下、三つの方法があります。

原告の皆さまは下記【1】か【2】か【3】のいずれかでご参加ください。

原告でない方は、【2】か【3】でご参加ください。

【1】原告席…法廷の中で柵の内側に、原告として入ります。

被告「関電、国」の正面に座ります。

- ・原告団が氏名を裁判所に通知します。希望される場合は★5/20（木）★までに電話、FAX、葉書などで末尾記載の事務局宛ご連絡ください。
- ・E-Mailでの応募と合わせて先着順とし、定数に達するまで募集します。
- ・コロナ以前は合計35名ほどの原告が参加できましたが、今回は、6名程度となります。
- ・2020年以後に新たに原告になる申込をされた方は、今回、原告席では参加できません。

【2】傍聴席…法廷の中で柵の外側。88席ありますが、今回はその半分程度になる見込みです。

傍聴席に座るには、裁判所が抽選を行います。

- ・13：25～13：40（見込み）の間に、京都地裁正面玄関前で、抽選リストバンドが配布されます。
- ・傍聴席は、原告でない方も、誰でも抽選によって参加することができます。
- ・傍聴席に入ることができなかった場合、または、最初から法廷に入ることが希望されない場合は、次項に記載の模擬法廷にご参加ください。

【3】模擬法廷…弁護団が用意します（法廷と同じ14：30開始）。そこに参加するには

- ・京都地裁の構内の南東角にある「京都弁護士会館」（京都地裁構内の南東角）へ、直接おこしください。
- ・法廷よりもわかりやすく、弁護団が解説します。
- ・事前に提出されている被告（国や関電）側の書面があれば、その解説も行います。

◆報告集会の開催

- ・法廷の終了後、「京都弁護士会館」にて、報告集会を開催します（15：45頃から16：30頃まで）。
- ・裁判の進行などを、弁護団から説明いたします。裁判に関するご質問なども受け付けます。

◆開廷前の定例デモ

- ・脱原発裁判を市民にアピールするため、毎回、裁判所周辺のデモを行っています。
12：10までに京都弁護士会館前に集合です。
- ・出発は12：15です。13：00ごろには終わる予定です。
- ・デモの後に、裁判所が行う傍聴席の抽選に応募することができます。

5月27日

(木)

14:30～

大飯原発差止訴訟【京都地裁】

第29回口頭弁論

デモ参加と傍聴のお願い

すべての原発を止める第一歩として大飯原発3、4号機の運転差止を求める私たちの裁判は、5月27日に、29回目の期日となります。裁判の内容、当日の行動予定は、以下の通りです。

【特別のお知らせ】 現下のコロナ状況のため、傍聴席は半数ほどに削減されています。しかし、可能な範囲で多くの皆さまの傍聴ご参加をお待ちしています。

【特別のお願い】 発熱や風邪のような症状のある方、体調不良の方は、参加をお控えください。マスク着用をお願いします。咳エチケットの励行をお願いします。模擬法廷&報告集会の会場入口では、氏名と電話番号をご記入ください。また、消毒液が用意されていますので、必ずお使いください。

◆原告の意見陳述

- ・京都市の藤井悦子さん（アジェンダ・プロジェクト）。大飯原発で事故が起こった場合の避難の困難性。

◆弁護団などの準備書面

- ・地震について関電に対する反論…谷文彰 弁護士。
- ・3/18の水戸地裁判決の評価…渡辺輝人 弁護士。水戸地裁は、老朽東海第2原発の運転差止めを命じました。「避難計画が不十分で、重大事故を起こしたとき、避難が困難であるから」とした、至極当然な判決です。避難の困難性を前面に主張してきた私たちの裁判にとっても、追い風となる内容です。

◆タイムテーブル

- ・12:10…裁判所構内の南東角、弁護士会館の前に集合
- ・12:15…裁判所周辺の定例デモに出発。13:00頃まで
- ・13:25…傍聴券の抽選リストバンド配布開始。地裁北玄関前。傍聴は誰でも参加可能
- ・13:40…裁判所による傍聴席の抽選リストバンド配付終了
直ちに抽選→傍聴券の配布
抽選にもれた方、入廷を希望されず模擬法廷に参加される方は
14:30までに「**弁護士会館**」（地裁構内、南東角）の模擬法廷へどうぞ
- ・14:30…開廷、弁論開始。同時刻に模擬法廷も開始
- ・15:45頃…閉廷後、「**弁護士会館**」で報告集会。30～60分程度

大飯原発差止訴訟【京都地裁】 京都脱原発原告団・世話人会

（事務局）〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 ヤサカ烏丸御所南ビル4階

京都第一法律事務所 気付 電話：075-211-4411、Fax：075-255-2507（担当：小針）

Mail：kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com ◆京都脱原発原告団 Web(→ <http://nonukes-kyoto.net/>)

【コロナの緊急事態宣言により、模擬法廷&報告集会の会場確保に手間取りました。そのため、この連絡用の手紙発送が遅れ、原告席申込の時間的余裕がなくなっています。お詫び申し上げます。】